

令和6年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年4月1日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

緑の遊び場プロジェクト運営業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和6年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)を参照してください。
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額2,310,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載され、役務部門に登録があること。有資格者名簿に登載のない者が参加する場合は、「8(2)参加資格確認のための書類」に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 平成31年4月1日以降に自然素材や段ボール等の身近な素材を使って子どもたちが屋外で遊べるイベントを総合的に企画立案し開催した実績を有すること。ただし、類似事業開催の実績により参加資格を満たそうとする者が、実績要件に該当するか否かを確認したい場合は、定められた質問受付期間内に質問を行うこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和6年5月10日（金）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和6年4月10日（水）16時（必着）
仕様書（案）等に関する質問回答	令和6年4月15日（月）16時までに掲載
企画提案書の提出	令和6年4月22日（月）16時（必着）
審査の実施	令和6年4月下旬～5月上旬
審査結果の通知	令和6年5月中旬

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ 事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度からダウンロードすること。

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和6年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託」として、質問書（様式1）を岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課へ提出すること。

電子メール：teientoshi@city.okayama.lg.jp

※令和6年4月10日（水）16時（必着）

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）へ令和6年4月15日（月）16時までに掲載します。

7 提案にあたっての留意事項

- (1) この事業の趣旨を十分に理解し、自由かつ柔軟な発想で提案を行ってください。
- (2) 事業の条件は仕様書のとおりです。
- (3) 具体的な実施事業の内容は、提案に基づき、関係機関との調整等も含め、市との協議により最終的に決定します。

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課宛に、持参又は「令和6年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。※令和6年4月22日（月）16時（必着）

(2) 参加資格確認のための書類

ア 参加確認申請書（様式2） ※岡山市への届出印を押印のこと。

- イ 新規申請書及び誓約書様式（指定様式）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）（指定様式）
- エ 使用印鑑届（指定様式）又は委任状（兼使用印鑑届）（指定様式）
- オ 印鑑証明書
- カ 納税証明書（国税）
- キ 納税証明書（岡山県税）
- ク 納税証明書（岡山市税）
- ケ 納税証明書（代表者の岡山市税）
代表者が岡山市に住民登録をしている場合のみ提出してください。
- コ 社会保険料納入証明書
市内業者の場合のみ提出してください
- サ 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- シ 財務諸表（直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ※ ただし、提案者が企画競争参加申請書（様式3）の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載されている場合は、上記イ～シの書類は省略できます。
- ※ 指定様式は、次のホームページからダウンロードすること。
岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞入札参加資格審査申請＞新規申請[入札参加資格審査申請]
ホームページアドレス
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012511.html>

（3）企画提案のための書類

- ①企画競争参加申請書（様式3）※岡山市への届出印を押印のこと。
- ②企画提案書（様式4）を参考に下記事項について提出してください。
 - 項目1 緑の遊び場プロジェクトについて（様式4-1）
 - 項目2 事業実績について（様式4-2）
 - 項目3 事業の内容について（様式4-3, 4, 5）
 - 項目4 実施体制について（様式4-6）
 - 項目5 経費の積算表（様式4-7）

（4）提出部数 企画提案のための書類

- 上記（2）参加資格確認のための書類 各1部
- 上記（3）企画提案のための書類
 - ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のある正本 1部
 - ・様式3を添付せず、社名、代表者印のない副本 10部
 - ※左上1か所をホッチキス止めすること

（5）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤提案書は全体にわたって提案者名（企業名・団体名）がわかるような記述は一切しないください。
- ⑥契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案してください。
- ⑦見積額は概算予定額を超えないように提案してください。
- ⑧提出書類は、1応募者につき1提案とします。

9 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市都市整備局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③合計点が同点となった場合は、事業内容の評価合計点の高い提案者を上位とします。さらに、事業内容の評価合計点も同点の場合は、事業の理解の評価点の高い提案者を上位とします。
- ④評価点が60点以下の場合は最適提案者として特定しないものとします。

(3) プレゼンテーションの実施

発表時間は1事業者につき10分程度、質疑応答を10程度行います。説明は提出された提案書（副本）のみで行い、追加資料を使用した説明はできません。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

別添1評価基準のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

1 0 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎 6 階）

担当：荒木・坪井

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1395

FAX：(086)803-1740

電子メール：teientoshi@city.okayama.lg.jp